

第 89 号議案

新城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

新城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 18 日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

新城市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年新城市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 2 項を加える。

（防疫等作業手当の特例）

- 3 第 2 条の規定にかかわらず、職員が、市長が定める場所において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第 4 条及び別表防疫等作業手当の項の規定は、適用しない。
- 4 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき 3,000 円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000 円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新城市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 2 年 1 月 27 日から適用する。

理 由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員に対して支給する防疫等作業手当の特例を定めるため必要があるからである。

第90号議案

令和2年度新城市一般会計補正予算（第4号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和2年6月18日提出

新城市長 穂積亮次

第91号議案

財産の取得

新城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年新城市条例第61号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

令和2年6月18日提出

新城市長 穂積亮次

- | | | |
|---|--------|--------------------------------------|
| 1 | 取得の目的 | 消防用 |
| 2 | 品名及び数量 | 小型動力ポンプ付積載車 3台 |
| 3 | 取得金額 | 30,360,000円 |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約の相手方 | 豊橋市西羽田町5番地
山佐産工株式会社
代表取締役 柘植 学 |

理由

この案を提出するのは、消防業務を実施するに当たり、消防車両を取得する必要があるからである。